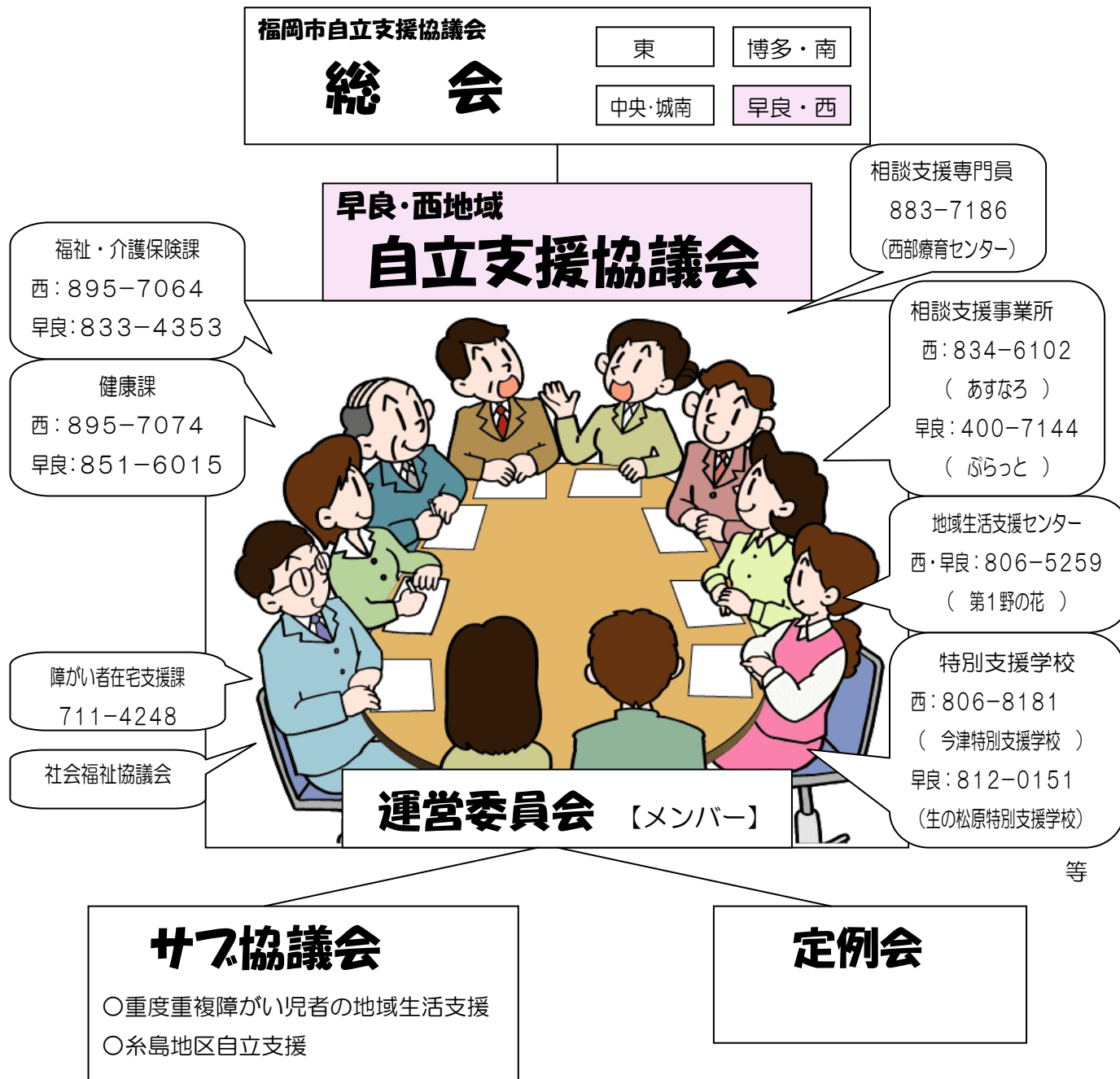


お気軽にご相談を！

いろんな機関が集まってより良い解決方法を検討します！



【自立支援協議会とは】

平成18年4月に施行された障害者自立支援法において、地域福祉の推進のために、関係者のネットワーク作りを主として都道府県と市町村に位置づけられたものです。福岡市は4つのグループ（東、博多・南、中央・城南、早良・西）に分かれています。そして早良・西グループは糸島市とも連携しています。

この協議会は、その地域で障がいのある方が安心して暮らしていけるように取り組むためのものです。学校や地域活動支援センターなどが窓口です。お気軽にご相談ください。